

第4次 鳥取市同和対策総合計画を 策定しました

趣向

この計画は、今後の同和行政推進の指針とするものです。期間は、第8次鳥取市総合計画(平成18年度～22年度)との整合性を図るため、平成19年度から平成22年度の4年間とします。

これまでの成果と 現状・課題

本市は、「同和対策事業特別措置法」施行以前から今日まで、「鳥取市同和対策総合計画」などを策定し、諸施策を推進してきました。

その結果、生活環境については、現在までに周辺地域との格差はおおむね解消されました。

一方、市民の意識については、平成17年度に本市が実施した「同和問題等 인권問題に関する市民意識調査」によると、「人権に対する意識の高まり」「結婚差別意識の解消」の傾向がみられますが、「同和問題を自身自身の問題として取り組む意識の減少」の傾向があるなど、まだ十分とは言えない状況があります。

市民に同和問題を自分自身の問題として取り組む意識を涵養^{かんよう}するため、地域・学校・職域などあらゆる場において、人権教

育・人権啓発のためのさまざまな活動をより効果的に実施する必要があります。

同和問題の 基本認識

本市では、長年にわたり、諸施策を推進してきた結果、生活環境はおおむね整備され、また、同和地区住民の生活の安定・向上などに一定の成果をあげるとともに、差別意識の解消も進んできています。しかしながら、実態等の調査などによると、差別の結果から生じる同和地区における教育の課題、就労の課題など解決すべき課題が残されているとともに、差別意識も残っています。また、部落差別事象も発生しており、同和問題が解決されたとはいえない状況にあります。

今後も、同和問題を人権問題という本質からとらえ、行政の責務はもとより、市民一人ひとりが主体的に人権問題の重要な課題である同和問題の解決に向け、取り組む必要があります。

平成19年度以降の 基本方針

これまでの特別対策は終了し、一般対策へ移行して取り組みを進めていきます。一般対策に移行するにあたっては、部落差別などの実態を踏まえ、本市の実情と課題に対応した同和行政をさまざまな人権問題の解決を目指す総合的な施策で推進していくこととします。

同和問題の解決のためには、市民の人権意識の高揚、同和地区の差別実態の解消と同和地区住民の自立と自己実現の達成、これらに係る施策の推進が必要です。本計画などを踏まえて、市民・ボランティア団体等事業者と協働しながら人権施策を推進していきます。

市民が心豊かにいきいきと暮らすことができる差別のない明るい社会をつくるために、同和問題をはじめさまざまな人権問題の課題解決に向けて、人権施策を総合的・計画的に推進します。

※詳細は市ホームページに掲載しています。

問い合わせ先

市役所本庁舎同和対策室
TEL (0857) 2013141

10月1日から 家庭ごみの 有料指定袋制度が はじまります



新しい「可燃ごみ」と「プラスチックごみ」の指定袋は、9月から市内のスーパー・小売店などで販売します。

■問い合わせ先 市役所本庁舎生活環境課 ☎(0857)20-3218

旧指定袋を引き換えします

10月までに使い切ることができない余った旧指定袋は、旧指定袋10枚につき、同サイズの新指定袋1枚と引き換えします。

引換期間：平成19年9月10日(月)～平成20年3月31日(月) (平日8:30～17:30)

引換場所：市役所本庁舎生活環境課、市役所駅南庁舎総合窓口、各総合支所市民生活課

平日夜間対応(～19:00)＝場所：生活環境課および各総合支所市民生活課 10/9・23、11/13・27、12/11(火)

休日対応(8:30～12:00)＝場所：生活環境課 10/13・27、11/10・24、12/8(土)

上記のほか、各地区公民館でも引き換えを実施します。日程は次のとおりです。

	10/15(月)	10/16(火)	10/17(水)	10/18(木)	10/19(金)	10/22(月)	10/23(火)	10/24(水)	10/25(木)
10:00～12:00	久松	遷喬 谷	日進 大茅	富桑・あおば 西郷	中ノ郷 八上	稲葉山・面影 社	美保 大村	宝木	倉田 瑞穂
13:00～15:00	醇風	修立 成器	明德・宮下 河原	城北 国英	浜坂 散岐	岩倉 用瀬	美保南	米里 酒津	美穂 逢坂
	10/26(金)	10/29(月)	10/30(火)	10/31(水)	11/1(木)	11/2(金)	11/5(月)	11/6(火)	
10:00～12:00	神戸 鹿野	大正 小鷲河	明治 日置谷	松保 中郷	賀露 青谷	末恒	吉岡	津ノ井	
13:00～15:00	大和 勝谷	東郷	豊実 日置	湖山 勝部	千代水	湖山西	大郷	若葉台	

※引き換える新指定袋は「可燃ごみ」指定袋に限ります。

※10枚に満たない旧指定袋は、ペットボトル排出用などに利用してください。

※引き換えは、同じサイズのを基本としますが、サイズ混合の場合は、旧指定袋の枚数の多いものと同じサイズと引き換えます。

ごみ袋を無料で交付します

次に該当する、紙おむつが必要な寝たきり高齢者や障害者、乳幼児がいる世帯には一定枚数のごみ袋を無料で交付します(10/1～)。

対象となる世帯	交付枚数(10月以降申請分～)	申請窓口
「家族介護用品購入助成」を受けている世帯	申請1回ごとに20枚 ※第3期分～	市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎(0857)20-3453 各総合支所福祉保健課(31ページ参照)
「在宅寝たきり高齢者などのおしめ代支給」を受けている世帯 ※鳥取地域のみ	申請1回ごとに30枚	鳥取市社会福祉協議会 ☎(0857)24-3180
「日常生活用具給付のうち、紙おむつ券の交付」を受けている世帯	申請1回ごとに30枚	市役所駅南庁舎生活福祉課 ☎(0857)20-3474 各総合支所福祉保健課(31ページ参照)
平成19年10月1日以降に出生した乳幼児のいる世帯	特別医療申請時に120枚	市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3486 各総合支所福祉保健課(31ページ参照)
平成17年10月2日～19年9月30日に出生した乳幼児のいる世帯	60枚 ※該当世帯に郵送で通知	市役所本庁舎生活環境課 ☎(0857)20-3218

※交付する指定袋は、可燃ごみ用中サイズです。

※受け取り場所は市役所本庁舎生活環境課・駅南庁舎総合窓口・各総合支所市民生活課となります。

大型ごみの料金改定について

平成18年4月から、「可燃ごみ処理施設」および「不燃物処理施設」に直接搬入される際の手数料が改定されました。これにともない、平成19年10月1日から、大型ごみの処理手数料を改定します。詳しくは、今秋全戸配布予定の「ごみの分別と出し方ガイド」でお知らせします。※10月から、戸別有料収集方式を市全域で行います。

例：自転車 500円(現行300円)、タンス 1000円(現行600円)、シングルベッド 1800円(現行1400円)